

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく
補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な施設であることはご承知のとおりであります。

現在、道路事業においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下、「道路財特法」)の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率等が嵩上げされており、この嵩上げ規定が平成29年度までの時限措置となっております。

地方創生に全力を挙げて取り組んでいるこの時期に補助率等が低減することは地方自治体にとっては死活問題であります。

地方創生が進まなければ地域づくりに影響を及ぼし、活力の低下を招きかねず、来年度以降も迅速かつ着実な道路整備の推進により地方創生が推進され、地域の活性化が図られるよう **道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成30年度以降も現行制度を継続すること** を強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月15日

鹿児島県始良市議会議長 湯之原一郎

衆議院議長 大島 理森 殿
参議院議長 伊達 忠一 殿
内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
財務大臣 麻生 太郎 殿
国土交通大臣 石井 啓一 殿